

島根県介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業
実地研修（不特定多数の者対象）に関する取扱要領

1. 目的

この要領は、平成24年4月1日から制度化された介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修において、2に規定する者が実地研修を受講する際の事務の取扱及び実施の詳細等について定めるものである。

2. 対象者

- (1) 当該年度に実施した島根県介護職員等によるたんの吸引等実施のための研修（不特定多数の者対象）の基本研修を修了した者
- (2) 平成24年度～前年度に実施した島根県介護職員等によるたんの吸引等実施のための研修（不特定多数の者対象）の基本研修を修了した者で、実地研修が未修了の者
- (3) 平成24年度～前年度に実施した島根県介護職員等によるたんの吸引等実施のための研修（不特定多数の者対象）を修了した者で、特定行為の追加を行う者
- (4) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同行第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者

3. 実地研修を実施する機関

- (1) 受講者が登録研修機関（受講者の所属事業所であるか否かを問わない。）で実地研修を受講する場合
受講者が所持する次の書類により基本研修相当部分を修了したことを確認した上で、登録研修機関として実地研修を実施する。
 - ① 2(1)～(3)の者の場合
基本研修修了証明書
 - ② 2(4)の者の場合
養成施設等の卒業証明書、実務者研修修了証明書
- (2) 受講者の所属事業所が登録研修機関でない場合で、受講者の所属事業所が実地研修を実施しようとする場合
 - ・受講者の所属事業所は実地研修実施申出書（様式1）に必要書類を添付して県へ提出し、県と所属事業所との間で覚書（様式2）を締結した上で実施する。ただし、受講者が2(4)に規定する者の場合は、3(1)②に規定する書類も合わせて県へ提出する。
 - ・実地研修の実施にあたっての損害賠償保険への加入は受講者の所属事業所において行う。
- (3) 受講者の所属事業所で実地研修ができない場合で、実地研修実施機関（受講者の所属以外の事業所）で実地研修を受講する場合
 - ・受講者の所属事業所と実地研修実施機関との間で、「実地研修実施についての合意文書」（様式3）を交わす。
 - ・受講者の所属事業所は実地研修実施申出書（様式1）に必要書類を添付して県へ

提出する。ただし、受講者が2(4)に規定する者の場合は、3(1)②に規定する書類も合わせて県へ提出する。

- ・ 県と実地研修実施機関との間で覚書(様式1)を締結して実施する。
- ・ 実地研修の実施にあたっての損害賠償保険への加入は受講者の所属事業所において行う。

4. 実地研修の実施手順

①実地研修に係る体制の整備等を行う。

- ・ 指導講師である医師及び看護職員との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制を確保するため、施設長統括の下、関係者からなる安全委員会を設置する。(既存の事故対策委員会等の活用も可。)
- ・ 上記管理体制の下、書面による医師の指示(様式4)、協力者である利用者又は利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等(以下、「協力者」という。)の書面による同意承認(同意を得るのに必要な事項についての説明を含む。(様式6))、事故発生時の対応(関係者への報告、協力者家族への連絡など適切な緊急措置、事故状況等についての記録及び保存等を含む。)、協力者の秘密の保持(関係者への周知徹底を含む。)等に関する規程を整備するなど、実地研修を実施する上で必要となる条件を整える。

②同意を得た利用者について、医師の指示書に基づいた実地研修の計画作成(様式5)を行う。

③実地研修の開始

④医師に、研修の実施状況を「喀痰吸引等研修実施状況報告書」(様式7)により報告する。

5. 実地研修を実施する上での遵守事項

- ・ 出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し保存しておくこと。
- ・ 研修中の事故等(ヒヤリハット事例含む。(様式8))については、速やかに県へ報告すること。
- ・ 可能な限り当年度末までに実地研修を終えること。

6. 修了の認定及び報告

研修受講者が修得すべき行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施した後、指導講師(医師又は看護職員)が評価を行い、「要綱」所定の基準に達していることを確認して修了を認定する。

3(1)の場合は、登録研修機関として修了証を発行する。

3(2)及び(3)の場合は、「喀痰吸引等研修(実地研修)実施状況報告書」(様式9)及び「実地研修実施状況一覧(不特定多数の者対象)」(様式9-2)に必要書類を添付して県へ報告し、県において、修了証を発行する。

【実地研修課程】

○第一号研修…以下の①～⑤のすべての行為を実施

行 為	回 数
①口腔内の喀痰吸引	10回以上
②鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
③気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養※	20回以上
⑤経鼻経管栄養	20回以上

※半固形化栄養剤による経管栄養を実施する場合は、滴下での経管栄養を20回以上実施した上に、さらに半固形化栄養剤による経管栄養を20回以上実施すること。

○第二号研修…上記①～⑤の行為のうち、必要とする任意の行為を実施

【評価方法】

- ・評価は「実地研修評価票」を用いて行う。
- ・評価にあたっては、実地研修指導講師が評価項目ごとに以下の4段階で評価する。

ア	1人で実施できる。 評価項目について手順どおりに実施できている。
イ	1人で実施できる。 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。 実施後に指導した。
ウ	1人で実施できる。 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。 その場で見過ごせないレベルであり、その場で指導した。
エ	1人での実施を任せられるレベルにはない。

・実地研修の修了は、「実地研修評価票」の全ての項目について、実地研修指導講師の評価が「実地研修評価基準」で示す手順どおり実施できているとなった場合であり、かつ最終的な累積成功率が70%以上であること、最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと、のいずれも満たす場合とする。

例) 口腔内のたんの吸引(10回以上)の場合

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	累積成功率	最終3回	修了認定
Aさん	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○					70%	全て成功	合格
Bさん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×					90%	不成功あり	不合格
Cさん	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○					60%	全て成功	不合格
Dさん	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	71.4%	全て成功	合格

※表中の「○」印は、評価票の全ての項目について、講師の評価結果が「介護職員によるたんの吸引及び経管栄養のケア実施の手引きの手順どおりに実施できている」(ア)と認められたことを意味する

7. 研修費用の負担

研修実施に要する経費（指導講師謝金、消耗品費等）は、登録研修機関若しくは実地研修実施機関において、適宜、受講者または所属事業所から受講料等として徴することとする。

8. その他

- ・ 3（2）及び（3）の場合、受講者は、実地研修受講開始までに、損害賠償保険に加入していることを証する書類（加入届の写し等）を県へ提出すること。
- ・ 受講者の所属以外で実地研修を受講する場合の指示書料については、受講または所属事業所者において負担することとなる。

※参考

【登録研修機関】

社会福祉士及び介護福祉士法附則第8条の規定による「喀痰吸引等登録研修機関」として県に登録された機関（事業所）

【実地研修実施機関】

「要綱」に基づき、県又は登録研修機関から委託を受けて実地研修を行う機関（事業所）

【様式】

- 「実地研修実施申出書」（様式1）
- 「実地研修に関する覚書」（様式2）
- 「実地研修実施についての合意文書」（様式3）
- 「介護職員等喀痰吸引等指示書」（様式4）
- 「喀痰吸引等研修計画書」（様式5）
- 「喀痰吸引等研修の提供に係る同意書」（様式6）
- 「喀痰吸引等研修実施状況報告書」（様式7）
- 「ヒヤリハット・アクシデント報告書」（様式8）
- 「喀痰吸引等研修（実地研修）実施状況報告書」（様式9）
- 「実地研修実施状況一覧（不特定多数の者対象）」（様式9-2）